

平成30年7月善通寺市農業委員会次第

日時：平成30年7月19日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. そ の 他

次回開催 8月21日(火) 13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成30年7月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年7月19日（木）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 9 堀家重孝委員,
10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬川治会長職務代理者,
13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 14 森江正男委員（13時35分入室）
5. 欠席委員 なし
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9. 議 事
局 長

それでは、定刻となりましたので平成30年7月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。まず始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。大変暑い中、農業委員会にご出席いただきましてどうもありがとうございます。広島、岡山、愛媛では大雨による被害で大変な状況でありまして、香川県は暑いですが、災害が少ないという点では恵まれていると思います。ただ、最近は異常に暑くて気温は36度、37度となっているみたいでありますので、農作業におかれましては、大変であるかと思いますが、暑いのもいつまでも続くわけではありませんので、しばらくすれば、また平常の温度に下がってくると思います。それまではどう

か体に気をつけて日常の農作業，また農業委員会活動に頑張っていただけ
たらと思いますので，よろしくお願ひします。本日はこの農業委員会の後
に推進委員さんも交えての説明会もあるということです，早速始めて
行きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては，立石会長，
よろしくお願ひします。

会 長

それでは早速議事に入りたいと思うのですが，その前に本日の議事録署名
人を指名いたします。第3番の原委員さんと第4番の三原委員さんの両名，
よろしくお願ひします。それでは早速ですが，議案の審議に入りたいと思
ひます。議案第1号，農地法第18条第6項解約通知報告についてを，議
題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。

局 長

はい，議案第1号，農地法第18条第6項解約通知報告についてですが，
議案書の1ページで○件の案件でございます。それでは，番号○ですが，
貸人，○○○○○様，借人，○○○○○様，賃借権の合意による解約の案
件でございます。本件は後でお諮りいただく議案第4号の番号○と関連し
ております。本件の貸人である○○氏が本市内に所有する農地は，本通知
に係る土地を含めて○筆だけであり，すべて貸し付けて農地の管理をして
おります。当該農地は農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権を平成○○
年○月から○年間で設定し，○○○氏に貸し付けていたものでありますが，
今般，貸人の○○氏が本通知に係る土地の転用計画をたてたため，○○○
氏に解約を申し入れたところ，合意が得られたため，解約に至ったもので
あります。本件は，○○○町字○○○○○番○，田，○○○㎡について賃
借権の解約を行うものであり，離作補償はありません。本件は，提出書類
に不備もなく，何も問題はないと考えております。

次に番号○ですが，貸人，○○○○○様，借人，○○○○○様，残存小作権の
合意による解約による案件でございます。本件は議案第2号の番号○と関
係しておりまして，昨年○月に農地法第3条の許可申請のあった，相続

人不存在の故〇〇〇〇相続財産に関係している物件であります。故〇〇〇〇氏の相続財産について簡単にご説明申し上げますと、〇〇〇〇氏が平成〇〇年に亡くなりましたが、相続人がいなかったため、弁護士が相続財産管理人になり、前農業委員の〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏に土地の処分依頼があったものであります。当該農地の処分に関しては、昨年の〇月に小作権者である〇〇氏に当該農地の購入を持ちかけたとのことですが、〇〇氏には購入の意思がなかったため、前農業委員の〇〇〇〇氏の〇であり、また〇〇〇〇の代表取締役でもある本件貸人の〇〇〇〇氏が昨年の〇月に〇〇氏の残存小作権がついたまま本申請地を取得したものであります。そして今般、当該農地に残っていた残存小作権の解約について、双方の話がまとまったため、合意解約に至ったものであります。本件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は貸人が自作するとのことであります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件は後でお諮りいただく議案第4号の番号〇と関連しております。本通知にかかる土地は、十分な広さの進入路がないことから、耕作に不向きであり、耕作が長い間できていないところについては、部分的に木が生えている状態のところもあります。借人は現在〇〇歳であり、自分が所有する農地もいくらかあるため、今後は自分の農地の管理だけでも大変になってくることもあり、貸人側で後にお諮りいただく転用の話が出てきたため、双方の話し合いの結果、合意解約に至ったものであります。本件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇㎡について転用目的のため残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

今月は以上〇件の通知がありました。よろしくお願いいいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました議案第1号について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問がありましたらお伺い

いたします。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

会 長

はい、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。

それでは、番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件はさきほどお諮りいただいた議案第1号の番号○と関連しており、故○○○○相続財産に関係している案件であります。本件は所有権移転の許可を願い出るものでありますが、さきほどの残存小作権の解約と以前に○氏が本申請地の前の所有者である○氏から売買により取得した際の金額を考慮した条件で所有権移転売買をするものであります。本申請は○○町字○○○○○○番○、田、○○○㎡について、所有権移転売買を行うものであります。本申請地は譲受人の所有する農地に隣接しており、進入路がありません。また、細長く南北に伸びた形状をしていることなどから、本申請地は○氏の所有する農地と一体利用をしなければ、利用がきわめて困難な土地であります。譲受人の経営農地面積は○○○○㎡と下限面積要件である○反に及びませんが、農地法第3条第2項ただし書き及び農地法施行令第2条第3項にある「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること」に該当し、不許可の例外として許可が

できるものと考えております。

次に番号〇ですが、譲渡人、持分〇分の〇、〇〇〇〇様、持分〇分の〇、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件もさきほどよりご説明申し上げてきた、故〇〇〇〇相続財産に関係している案件であります。本件は以前に故〇〇氏が所有していた農地を処分するために、〇〇氏が所有していた別の農地を譲受人の〇〇氏が売買により取得するときの約束事として、本申請地を買い取る旨の話をしてきたことでありまして、このたび故〇〇氏の関係していた農地の権利関係の整理等にあわせて、本申請地の所有権移転の許可申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、畑、〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人は市内で大規模に農業経営を行っている農業生産法人〇〇〇〇の代表取締役であり、本市内での総経営農地は〇〇ヘクタールを超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上、登記地目は田が〇筆、畑が〇筆の計〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員 意見無し)

会 長

無いようですので、採決に入りたいと思います。議案第2号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、○件の案件でございます。

まず番号○ですが、申請者、○○○様、進入路の案件でございます。本件の申請人である○氏は○○歳で○○○町の自宅にて妻と○人で暮らしております。○氏の居宅は本申請地に隣接する○○○町字○○○○○○番地の宅地にあり、当該宅地へは同所○○○○番○の公衆用道路を通行して入るのですが、進入路の幅員が○.○メートルしかないため、普通車が進入するにあたっては、慣れていないと乗り入れが難しい状況であるとのことであります。そのような事情から、現在通行している進入路に隣接する本申請地を転用することで、進入路の幅員を約○メートルまで拡張し、居宅への出入りにあたり、普通車でも容易にできるようにするため、本計画を立てたとのことであります。本申請は、○○○町字○○○○○○番○、登記及び現況地目が田である○○○○㎡について進入路とすることを目的として転用申請するものであります。本申請地の周辺農地は申請人の宅地や農地であり、提出書類に不備もないことから、特に問題はないと考えます。なお、本申請地は本年○月○日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第○種農地であります。

次に番号○ですが、申請者、○○○様、太陽光発電設備で無断転用の案件でございます。本件の申請人である○氏は○○○町の自宅にて妻と娘の○人で暮らしております。本申請地はかなり前から休耕地となっていたとのことであり、周辺地域は宅地化が進んでいたことから、当時、木や草が繁茂していた本申請地をそのままにしておくと、近隣の住民の方に迷惑をかけてしまうため、平成○○年に繁茂していた草や木を伐採し、なるべく草や木が生えないよう花崗土で盛り土をするなどして対策をしてしまったため、結果として現在は無断転用の状態になっているものであります。本転用計画が必要になった経緯ではありますが、申請人は生活資金として、月額○万円前後の収入を得たく、太陽光発電を計画したとのことであります。そしてその収入を得るのに必要となる発電量ですが、売電価格が税抜きで○○円なので、約○○○○○Kwの年間発電量が必要になるとのこと

であります。本申請地を計画地として選定したのは、周辺地域は宅地化が進んでおり、土地の造成も必要最小限ですむことや希望の収入を得るために必要となる太陽光パネルを設置するのにあたり、面積的にも妥当な規模であったことから、選定したとのことであります。本申請は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が雑種地である〇〇〇㎡に、隣接する雑種地〇〇〇㎡を併せ利用地として、太陽光パネル〇〇枚、〇〇〇〇〇㎡を設置し、年間約〇〇〇〇〇Kwの全量を四国電力に売電することで将来の生活資金を得ることを目的とし、転用申請するものであります。本転用についての、固定価格買い取り制度に基づく、四国電力への申し込み書類等の不備もなく、近隣の農地関係者の方の了承も得ていること、また農地法を熟知していなかったため、平成〇〇年に無断で造成してしまったことについては始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆、転用面積は〇〇〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました案件につきまして、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇及び〇はともに〇〇〇町ですので、〇〇地区にお住まいの委員さんお聞きしたいと思います。

原委員

先日の〇〇日に推進委員さんもあわせて〇人で現地調査をしてきました。〇さんとは話をしまして、自分の敷地内にありますので、問題はないということです。また〇〇さんのほうは隣接する人の同意も得ており、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

会 長

地元の委員さんは問題無いとのことですが、全体の委員さんにご意見をお聞きします。何かご意見ないでしょうか。

(全委員質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。それでは議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転の案件でございます。本件は同議案の番号〇に関連しております。譲受人の〇〇〇〇様は株式会社〇〇〇〇〇の代表取締役であり、株式会社〇〇〇〇〇の事業が好調なことから新たな資材置場が必要となり、本申請地について、所有権移転を行い、次にご説明申し上げる同議案の番号〇の土地と既存の資材置場と併せて一体利用するものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇㎡について隣接する同議案番号〇の申請地及び既存の雑種地等の〇〇〇〇〇〇〇㎡と併せて利用し、資材置場にすることを目的として、転用申請するものであります。本転用についての、近隣の農地関係者の方の了承も得ており、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇様、借人、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、賃借権の設定の案件でございます。本件は先ほどの番号〇に関連しております。貸人の〇〇〇氏と借人である株式会社〇〇〇〇〇の代表取締役、〇〇〇氏は親子の関係であります。借人である株式会社〇〇〇〇〇は〇〇町に本店を置き、主に土木工事を営んでいる会社でありまして、近年土木工事の受注が増加しており、土木建設用コンクリート製

品及び花崗土・砕石等の資材置場が不足している状況にあるため、早急に資材置場を確保する必要がある、本計画をたてたものであります。計画地の選定に至る経緯であります。本店や資材置場から半径〇〇〇メートル程度の範囲で新規の資材置場用地を検討し、車両の通行に適した公道に面した土地で農地以外の土地等も探しましたが、周辺には適した土地がなかったため、やむを得ず本申請地を計画地として選定したとのであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田の〇〇〇㎡の計〇〇〇〇㎡に賃借権を設定し、同議案の番号〇の申請地と隣接する雑種地等〇〇〇〇〇㎡と併せて資材置場として利用することを目的とし、転用申請するものであります。本転用についての、近隣の農地関係者の方の了承も得ており、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は先ほどの議案第〇号の番号〇と関連しており、本申請地の〇筆に設定されていた賃借権を解約した上で、転用する案件であります。本件の譲受人である有限会社〇〇〇〇は、〇〇〇市〇〇〇町に本店を置き、宅地建物取引業や損害保険代理業を営んでいる会社であります。一方、譲渡人の〇〇氏は現在〇〇県に居住しており、本市内で所有する農地は、本申請地で全部であり、当該農地は平成〇〇年〇〇月に相続により取得したものであります。〇〇県で住んでいることから、本市で農業はできないため、本申請地のうちの〇筆はこれまで貸し付けて農地の管理をしておりましたが、将来のためにも当該農地の処分を考え、土地の売却を譲受人に相談したところ、業務拡大を望む譲受人との話がまとまり、今般申請に及んだものであります。本申請は、〇〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記及び現況地目が〇〇〇㎡の計〇〇〇㎡に、隣接する宅地〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、宅地分譲用地〇区画分を造成することを目的として申請するものであります。なお原則として、宅地分譲

のみを目的とする転用許可はできないこととなっておりますが、本申請地は都市計画法上の用途区域が〇〇〇〇〇地域として定められている第〇種農地であることから、農地法施行規則第47条第5号ただし書及び第57条第5号ただし書の規定にある宅地分譲の不許可の例外として許可ができる案件であります。本転用にあたり、隣接農地関係者の調整を了していることや、提出書類に不備もないことから特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は先ほどの議案第〇号の番号〇に関連しておりまして、当該土地に設定されておりました残存小作権を解約した上で、本転用申請を行うものであります。譲受人である株式会社〇〇〇〇は、〇〇〇町に本店を置く会社であり、土木工事の設計施工等を営んでいる会社であります。本計画が必要になった経緯であります。〇〇〇や〇〇での工事を行う際、機材置場やゴミステーションが必要になるため、譲受人が本申請地の東側に所有する宅地と一体利用できる本申請地は、必要としているゴミステーションと花崗土、重機とゴミのコンテナを運ぶトラック〇台を置ける広さとして妥当であり、譲渡人の同意が得られたことから、選定に至ったものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡について、隣接する宅地〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として資材置場として利用することを目的として、転用申請するものであります。本転用についての、近隣の農地関係者の方の了承も得ていることや、提出書類に不備もないことから特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、都市計画法上の用途区域が〇〇地域として定められている第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆、転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇と〇と〇について、〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

藪内委員

番号〇と〇ですが、〇〇さんの資材置場ということではありますが、用地が手狭になったために資材置場を拡張するということで、近隣の人にも話をお聞きしたのですが、特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。次に番号〇ですが、南光委員さんに意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

はい。近隣の人に会って話をしてきましたが特に問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、番号〇から〇については地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは番号〇ですが、〇〇町ですので松本委員さんに意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

はい。〇月〇日の〇〇地区の〇名で現地調査を実施しました。全員一致で問題なしとの結論にいたりました。よろしくお願いします。

会 長

地元の農業委員さんは特段問題ないとのことではありますが、全体の委員さんにお聞きします。皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようでしたら、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法

第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。
これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それではこれで7月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時5分 終了